

第一級海上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入(マーク)すること。

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問 }

法 規

- [1] 次の記述は、電波法に規定する「無線局」の定義である。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。
- 「無線局」とは、無線設備及び□の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
1. 無線設備の管理を行う者
 2. 無線設備の操作を行う者
 3. 無線設備の操作の監督を行う者
 4. 無線従事者
- [2] 次の記述は、送信設備に使用する電波の質について述べたものである。電波法の規定に照らし、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。
- 「送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、□等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。」
1. 高調波の強度
 2. 電波の型式
 3. 信号対雑音比
 4. 変調度
- [3] 第一級海上特殊無線技士の資格を有する者が、船舶に施設する空中線電力50ワット以下の無線電話及びデジタル選択呼出装置で25,010キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するものについて行うことができる操作は、次のどれか。
1. 船舶局の当該無線設備の通信操作(国際電気通信業務の通信のための通信操作を除く。)
 2. 船舶局の当該無線設備の操作
 3. 航空局の当該無線設備の国内通信のための通信操作
 4. 船舶地球局の当該無線設備の技術操作
- [4] 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき、その無線局についてとることがある措置は、次のどれか。
1. 免許を取り消す。
 2. 空中線の撤去を命ずる。
 3. 臨時に電波の発射の停止を命ずる。
 4. 周波数又は空中線電力の指定を変更する。
- [5] 免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき、電波法の規定により、総務大臣が当該無線局に対して行うことができる処分は、次のどれか。
1. 期間を定めた電波の型式の制限
 2. 再免許の拒否
 3. 期間を定めた通信の相手方又は通信事項の制限
 4. 期間を定めた空中線電力の制限
- [6] 無線業務日誌の保存期間は、使用を終わった日から何年間か、正しいものを次のうちから選べ。
1. 5年間
 2. 3年間
 3. 2年間
 4. 1年間

第一級海上特殊無線技士試験問題

法 規

- [7] 無線局を運用する場合において、電波法の規定により、空中線電力は、遭難通信を行う場合を除き、次のどれによらなければならないか。
1. 無線局免許申請書に記載したもの
 2. 通信の相手方となる無線局が要求するもの
 3. 免許状に記載されたものの範囲内で通信を行うため必要最小のもの
 4. 免許状に記載されたものの範囲内で通信を行うため必要最大のもの
- [8] 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、電波を発射する前にどうしなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。
1. 発射しようとする電波の空中線電力が最も適当な値となるように送信機の出力を調整しなければならない。
 2. 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
 3. 発射しようとする電波の周波数をあらかじめ測定しなければならない。
 4. 自局の発射しようとする電波の周波数に隣接する周波数において他の無線局が重要な通信を行っていないことを確かめなければならない。
- [9] 無線電話通信において、呼出しに使用した電波と同一の電波により通報を送信する場合、順次送信する事項のうち省略することができるのは、次のどれか。
1. 相手局の呼出名称 1回
 2. (1) 相手局の呼出名称 1回
(2) こちらは 1回
 3. (1) こちらは 1回
(2) 自局の呼出名称 1回
 4. (1) 相手局の呼出名称 1回
(2) こちらは 1回
(3) 自局の呼出名称 1回
- [10] 2,182 kHzの周波数の電波が使用できるのは、次のどの場合か。
1. 遭難通信を行う場合
 2. 電波の規正に関する通信を行う場合
 3. 出入港に関する通報の送信を行う場合
 4. 漁業通信を行う場合
- [11] 無線局に備え付けておかなければならない時計は、その時刻をどのように照合しておかなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。
1. 毎週1回以上中央標準時に照合する。
 2. 毎月1回以上協定世界時に照合する。
 3. 毎日1回以上中央標準時又は協定世界時に照合する。
 4. 運用開始前に中央標準時又は協定世界時に照合する。
- [12] 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について述べたものである。国際電気通信連合憲章の規定に照らし、内に入れるべき字句を下の番号から選べ。
- 「無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。」
1. いずれから発せられたかを問わず
 2. 自国の領海で発せられた場合には
 3. 公海で発せられた場合には
 4. 自国の領海及び公海で発せられた場合には

平成20年10月期

第一級海上特殊無線技士「法規」合格基準及び正答

1 試験問題 12問

2 満点及び合格点 満点 60点 合格点 40点

配点 1問5点

3 正答

問題	正答
(1)	2
(2)	1
(3)	1
(4)	3
(5)	4
(6)	3
(7)	3
(8)	2
(9)	4
(10)	1
(11)	3
(12)	1